

みどりみらい ぐんじとしのりの議会報告

2000/04/17 Vol. 31 西の原 2-3-6-104 TEL/FAX 45-8362
E-MAIL ID / toshigunji@hotmail.com

印西市市議会/平成 12 年第 1 回定例会報告 (6)

印西市市議会は最終日 3/24 (金曜日) に終了いたしました。今回はこの定例会最後の報告です。この紙面で伝えきれなかったことは 4 月中旬に市政報告会を開催いたしますので、報告させていただきます。また、今後、印西市はどのようにすればいいのかを皆様と一緒に考えていきたいと思っておりますので、皆様お誘いあわせの上、お越してください。また、ご意見、ご叱責等があればお気軽にお寄せ下さい。

定例会報告の最後として、今回は - **あなたのプライバシー大丈夫?** というテーマで抜粋して、ご報告をさせていただきます。(以下の内容で、「まちづくり研究会」を代表し、執行部に質問しております。)

代表質問内容

1) 住民基本台帳法改正と個人情報保護条例

(1) 住民基本台帳には住所、氏名、性別、生年月日の 4 情報など住民票に記載された情報が記載されていると思いますが、今回の住基法改正(99/8)により、子供を含むすべての国民の住民票に十桁の番号が付けられ、住所・氏名・生年月日・性別の 4 情報が全国の自治体をつなぐコンピュータ網に載せられ、公益法人の全国センターが管理することになります。当面は恩給や共済年金支給など 92 事務の本人確認などに使われますが、十桁の番号は運転免許証、パスポート、基礎年金などを統合した統一個人コードとなる「国民総背番号」化を狙っています。また市区町村は、住民の申請で 4 情報を記録した IC カード (住民基本台帳カード) を発行しますが、この IC カードは 8000 文字分の情報を記憶でき、4 情報に限らない情報管理への拡大が予定されています。

同時に、コンピュータによる情報管理や情報のやりとりは必ず情報流出を生み出す可能性を有するものであり、プライバシー権を技術的に保護しうる方策はありません。改定法付則として「個人情報の保護に万全を期す」ために「所要の措置を講じる」ことが書き加えられ、この措置を前提に法の施行となりますが、これによってもプライバシー権の保護は担保されません。また、これまで自治体が担ってきた住民の居住関係把握の実質が国家へ移行し、自治体はその事務機関へ変化するという、自治体再編制 = 強力な国家づくりにも通じていると思います。国家・自治体によるこのような個人情報の一元的管理は、個人のプライバシー権を侵害するものではないでしょうか。その目的は、主権者たる一人ひとりの国民を国家権力が直接に管理・監視することになるのではないのでしょうか。

また、そもそもこの住民基本台帳の仕組みのなかで、一定の個人情報を台帳に記録すること自体がプライバシーの権利を侵害することにならないか問題があると思います。現在、住基法 11 条により住民票に記載された情報のうち、住所、氏名、生年月日、性別に関しては誰でもがその部分の写しの閲覧を請求することができるとなっているが、印西市として

() 住民基本台帳の第三者による閲覧目的 及び その実績 そして不当な目的であると判断し、請求を拒否した例を提示して下さい。

(回答/市長) 閲覧目的の多くは、「各種アンケート調査」や「市場調査対象者の抽出」、また、「ダイレクトメールや案内書の送付」、「就園児童のリストアップ」や「生徒募集」等のためであり、年間平均で見ますと、ここ数年、毎年 70 件程度の閲覧状況となっております。尚、住民基本台帳法第 11 条第 4 項に基づく閲覧拒否のケースでございますが、閲覧者申請の際には、明らかな不当な目的に使用すると判断されるような内容は書かれていません。従って、最近の事例では閲覧の拒否をした事例はございません。

- 代表質問 続き

- (2) 改正住基法では、国民のプライバシーを侵害する危険があるように感ずる。
その為に印西市においては早急な条例（個人情報保護）の施行が望まれる。
- () 個人情報の収集に当たっては「プライバシー」を十分に配慮し、先進の地方自治体のように定義をすべきであると考えますが、検討はされているか？
 - () 個人情報の処理を伴う事務を委託しようとする時には具体的な個人情報保護に対する策の検討はされているか。
 - () 自己に対する個人情報の開示請求についてはどのように取り組むつもりか？

(回答/市長)個人情報の保護は、大量の情報が蓄積され、利用されている現在の情報化社会にあたっては、非常に重要な問題であり、市民の関心も高まっていると認識されております。このような状況の中で住民基本台帳法が改正され、国においては、個人情報の保護を目的とする基本法制定の作業に着手したところであります。市と致しましても情報公開制度と併せ、平成11年6月に「情報公開制度及び個人情報保護制度懇話会」を設置し、制度については検討を重ねて参りましたが、去る1月21日に制度についての提言をいただいたところでございますので、この提言に基づき、答弁させていただきます。

今後はこの提言を尊重して制度を検討して参りたいと考えております。
個人情報保護条例については、情報公開条例と併せて制定し、個人情報を守るという市の姿勢を打ち出し、適正な保護対策を講じることにより市民の不安感を解消していくことが必要であると考えております。

まず、個人情報の収集に当たってのプライバシーの保護についてでございますが、提言はプライバシーの保護につきましては最大限尊重することとしております。

しかしながら、プライバシーの定義は現在一般に確立されていないため、プライバシーの範囲の認定は困難としながらも、例えば「個人の思想、信条、宗教、財産、所得など通常他人に知られたくない個人情報」を例示する方法などを用いてできるだけ市民にわかりやすいものとすることを提言しております。

次に個人情報の処理を伴う事務を委託しようとする場合の個人情報の保護対策についてでございますが、この場合には個人情報の保護に関して、必要な措置を講じるものとしており、例えば委託契約に個人情報の保護に関する規定を設けるなど、委託する場合の手続きを厳格にするなどの措置を講ずる必要があるとしております。

自己に対する個人情報の開示請求については、何人も自己に関する個人情報の開示を請求できることを原則とし、プライバシーの保護の観点から代理人からの開示請求は、未成年者の代理人および成年被後見人の法定代理人に限定すべきとしております。

また、開示しないことができる個人情報は、自己に関する個人情報のコントロールが制約されることとなるので必要最小限になるように運用しなければならないとしながら、その内容や性質によって、本人であっても開示すべきでないもの、開示することにより第三者の正当な権利利益を侵害するおそれのあるもの、事務事業の適性、円滑な執行に支障が生じるものは本人であってもかいいじしないことができるとしております。

今後、個人情報の保護制度につきましてはますます重要なものとなり、市民の期待もますます高くなると考えます。市といたしましては、個人情報保護制度の確立にむけて、提言にうたわれたの7つの基本原則に添って作業を進め、国の個人情報の保護に関する法律の制定に向けての動向などにも留意しながら、条例案の作成を急ぎ、(議会への)上程をいたしたいと考えておりますので宜しくお願い致します。

このままで印西市の「個人情報保護」はいいのでしょうか？非常に疑問です。
定例会の報告は今回で終わりますが、引き続きこの紙面にて、この課題を考えて行きたいと思っております。

*いつもご声援ありがとうございます。今後とも宜しく願いいたします。

ぐんじとしのり